

令和4年10月14日

審 査 請 求 書

紫波町議会議長 武田 平八 殿

請求代表議員

戸塚 美穂

議員

浅沼 有明

議員

北條 聡

議員

阿部 秀一

議員

阿部 美佳子

議員

熊谷 育子

議員

根水 康博

議員

及川 ひとみ

議員

糸田 川 恵一

紫波町議会議員政治倫理条例第6条第1項の規定に基づき、関係書類、議員定数3分の1以上の者の連署をもって審査請求をします。

記



1 審査事項

(1) 審査対象 紫波町議会議員 作山 秀一

(2) 審査理由 紫波町議会議員政治倫理条例第4条第10号、「嫌がらせ、強制、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれある行為をしないこと」に抵触する。

2 審査請求

令和4年10月7日（金）紫波酒マルシェ（オガール広場）会場での作山秀一議員の行動について、令和4年10月11日（火）15時02分、町民の方から SNS でメッセージ、同日、19時00分には観光交流協会の理事からの電話、同日22時48分商工会青年部の方から SNS メッセージにて請求代表に苦情が寄せられた案件について審査請求するものである。

令和4年10月7日（金）紫波酒マルシェ（オガール広場）会場にて21時頃、会場で酒を飲んだ作山秀一議員は、泥酔状態で会場の受付に来た。受付女性Aさんに対し、撤収作業を中断させ、握手を求め、隣に座るように強制し、怯えた受付女性Aさんは座ることにした。作山秀一議員は自らの手帳を出し議員職に対する責務などを語り始める。その後、執拗に手の甲を何度と受付女性Aさんの胸に打ち付け、胸に触れる行為を止めなかった。受付女性Bさんは、嫌がる受付女性Aさんに代わり作山秀一議員の両手を抑えたが、それでも自らの手を受付女性Aさんの胸をめがけて手の甲で何度も触れようとした。

周りにいた商工会青年部Cさんが、タクシーに乗せようと促すが、待たせておけと言いつ放ち、受付女性Aさん、受付女性Bさんどちらかに日詰商店街飲食店で同席するように強要した。

（令和4年10月12日（水）9時15分、観光交流協会事務所にて当事者である受付女性Aさん、受付女性Bさんから聴き取りによるもの）

よって、令和4年10月7日（金）紫波酒マルシェ（オガール広場）会場での作山秀一議員の行為は、当事者の証言から紫波町議会議員政治倫理条例第4条第10号の規定に抵触する行為に該当する。

以上